ワーキングチームの設置について (案)

令和5年月日 文化審議会著作権分科会 政策小委員会決定

(ワーキングチームの構成)

1 「小委員会の設置について」(令和5年6月30日文化審議会著作権分科会決定)4 の規定に基づき、政策小委員会に、以下のワーキングチームを置く。

ワーキングチーム名	検討課題
放送条約の検討に関する ワーキングチーム	(1)世界知的所有権機関(WIPO)にて検討中の放送機関の権利の保護に関する新たなルール作り(放送条約)への対応について検討を行う。

(ワーキングチーム員の構成)

- 2 (1) ワーキングチームに座長を置く。座長は、政策小委員会の委員のうちから主査が 指名するものとする。
 - (2) ワーキングチーム員は、政策小委員会の委員のうちから座長が指名した者及びその他の者であって座長と協議の上で文化庁が協力を依頼した者で構成される。

(議事の公開について)

3 ワーキングチームの議事の公開については、「文化審議会著作権分科会の議事の公開 について(令和5年6月30日文化審議会著作権分科会決定)」に準じて行うものとす る。

(以上)